

平成31年 4月23日

保護者の皆様へ

川崎市 こども未来局
子育て推進部 保育課

利用状況届（利用継続手続き）について

本市では、認可保育所等を利用している方の利用継続の手続きとして、年1回、保護者の保育要件（保育を必要とする事由）を確認するため、「利用状況届」の提出を求めています。

つきましては、次のとおり書類の御提出をお願いいたします。

1 提出が必要となる方

川崎市内に在住し、平成30年度以前（平成31年3月以前）から引き続き、保育所等に入所されている方 ※平成31年4月新規入所（転園含む）の方は提出不要です。

2 利用継続手続きに必要な書類等

各保育所等から次の書類を配布します。川崎市ホームページからもダウンロード可能です。

① 利用状況届（保護者の方にご記入いただきます。）

② 保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由により必要書類が異なります。雇用主等に記入を依頼していただくものもあります。 ※保育を必要とする事由は、本市発行の支給認定証または支給認定決定通知書に記載しています。

保護者の方の 保育を必要とする事由	必要な提出書類等
就労	就労証明書（平成31年4月1日以降に雇用主が証明したもの）
就労（自営）	就労状況申告書（平成31年4月1日以降のもの） 自営の証明書類(写し)（直近の確定申告書(写し)、営業許可証(写し)、開業届(写し)等）
疾病・負傷等	疾病・障害状況申告書、診断書
心身障害	疾病・障害状況申告書、障害者手帳(写し) ※障害者手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をいいます。
介護	介護状況申告書 要介護者の診断書、障害者手帳(写し)、介護保険証(写し)のいずれか
就学	在学証明書（平成31年4月1日以降のもの） 時間割、スケジュール表のいずれか
求職活動中	なし（ただし、2か月間の保育所等利用となり、状況が変わらない場合は、退所となります。）
妊娠・出産 （就労中の方は除く）	母子健康手帳（写し）

裏面に続く

3 提出期限、提出先

令和元年 5月27日（月）までに

原則、在園している保育所等へ御提出ください。

※複数のお子様が入所されている場合でも、必要書類は世帯で各1部となります。
※きょうだい別々の園に通われている場合は、最年長のお子様の保育所等へ御提出ください。

期限までに保育所等に提出できなかった方は、お住まいの区・地区の区役所児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当にご提出ください。

【問い合わせ先】

川崎区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 〒210-8570 川崎区東田町8	TEL：044-201-3219
大師地区健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当 〒210-0812 川崎区東門前 2-1-1	TEL：044-271-0150
田島地区健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当 〒210-0852 川崎区綱管通 2-3-7	TEL：044-322-1999
幸区役所 地域みまもり支援センター 児童家庭課 〒212-8570 幸区戸手本町 1-11-1	TEL：044-556-6688
中原区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 〒211-8570 中原区小杉町 3-245	TEL：044-744-3263
高津区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 〒213-8570 高津区下作延 2-8-1	TEL：044-861-3250
宮前区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 〒216-8570 宮前区宮前平 2-20-5	TEL：044-856-3258
多摩区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 〒214-8570 多摩区登戸 1775-1	TEL：044-935-3291
麻生区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 〒215-8570 麻生区万福寺 1-5-1	TEL：044-965-5158
こども未来局 子育て推進部 保育課 保育料・利用調整係	TEL：044-200-3727